

大和市告示第48号

大和市障がい者雇用促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市障がい者雇用促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市障がい者雇用促進補助金交付要綱（平成18年大和市告示第133号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (3) 本市の市税等に滞納がないこと。ただし、滞納があっても既に分割等で納付を継続し、又は分割納付誓約書を提出している場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。